

市立四日市病院告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により次のとおり診療費等の指定納付受託者を指定したので、市立四日市病院事業会計規程（平成17年市立四日市病院事業会計規程第18号）第26条の2の規定に基づき、告示する。

令和6年3月28日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称 株式会社名古屋カード

所在地 愛知県名古屋市中区上前津二丁目4番5号名銀上前津ビル4F

名称 株式会社三十三カード

所在地 三重県四日市市幸町2番4号

2 指定納付受託者に納付させる歳入等の種類

診療費等

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定納付受託者が納付の対象とするもの

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) V I S A

(2) M a s t e r C a r d

(3) J C B

(4) A M E R I C A N E X P R E S S

(5) D i n e r s C l u b

(6) D I S C O V E R

(市立四日市病院医事課)